

期末・勤勉手当における共済掛金の算定方法

「期末・勤勉手当における共済掛金の額の算定方法」について、お知らせします。

期末・勤勉手当から控除する掛金の額は、「標準期末手当等の額」※1が算定基礎となります。「標準期末手当等の額」に表の保険料・掛金率を乗じて掛金額を計算します。

※1 「標準期末手当等の額」は、皆さんが受け取る期末・勤勉手当の額から、千円未満の端数を切り捨てたものです。

☆ポイント☆

「標準報酬等級・標準報酬月額」は期末・勤勉手当には適用されません。
「標準期末手当等の額」は、毎月の給与から控除している掛金の算定基礎である「標準報酬月額」とは異なります。

【保険料・掛金率】

単位:千分率(‰)

【上限額があります】

区分		平成30年6月 期末・勤勉手当の掛金率
長期給付	厚生年金保険料	89.93
	退職等年金掛金	7.5
短期給付	短期掛金 ※1	34.67
	介護掛金 ※2	6.19
掛金率計(40歳未満)		132.10
掛金率計(40歳以上)		138.29

「標準期末手当等の額」には、次の上限額が設定されています。

長期給付	1支給期に月150万円
短期給付	年度累計で573万円

※1 短期掛金には、育児・介護休業手当金及び保健事業に係る掛金率を含みます。

※2 介護掛金は40歳以上の組合員の方に納めていただきます(40歳に達した月(1日生まれの人は前月)の分から)。

計 算 例

期末・勤勉手当の額が463,850円の場合

→標準期末手当等の額 463,000円(支給額から1,000円未満を切り捨てて、決定します。)

- ① 厚生年金保険料 41,637円(463,000円×89.93/1000)
- ② 退職等年金掛金 3,472円(463,000円×7.50/1000)
- ③ 短期掛金 16,052円(463,000円×34.67/1000)
- ④ 介護掛金 2,865円(463,000円×6.19/1000)
(介護掛金は40歳から64歳までの組合員が対象です。)

標準期末手当等の額×
保険料・掛金率
(端数切捨て)